

# 石綿を含む廃棄物の規制の現状

## 特別管理産業廃棄物

(飛散性のもの)

- 工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト
- 建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

ストック量 数十万トン  
 1.8万t/年発生(H16)  
 4.2万t/年発生(H17)  
 7.2万t/年発生(H18)

### 特別管理産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 収集における梱包等
- 処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

## 石綿含有産業廃棄物

(非飛散性のもの)

- 石綿スレート等の外装材、床タイル等
- 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

ストック量4,000万トン  
 100万t/年 以上発生

### 産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 溶融、無害化処理による処分
- 中間処理としての破砕禁止
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

### 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 (許可施設として新設)

- 1,500度以上で溶融
- 飛散防止措置

### 無害化処理施設

- 内容、者、施設の基準
- 認定の手続き、廃止等の手続

### ごみ処理施設

埋立処分・再生

## 石綿含有一般廃棄物

(非飛散性のもの)

- 日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

[ 年間数t 発生 ]

### 一般廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 集じん設備により確実にダスト除去する中間処理
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること
- ※石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

